

在デンバー日本国総領事館 領事部

令和4年メールマガジン第3号（2022年3月14日送信）

★★

【今号の内容】

在外選挙（選挙人名簿登録と郵便等投票のための投票用紙の早期請求について）

★★

【ポイント】

- 今年、参議院議員通常選挙が実施される予定です。在外選挙人名簿の登録を行うと、海外にしながら、国政選挙に投票することができます。海外からの投票には、事前に在外選挙人名簿登録が必要です。
- 今後、当地の新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、「在外公館投票」が実施できない、あるいは「在外公館投票」が実施される場合でも、投票所に来ていただくことが困難になることもあり得ます。
- 海外からの投票方法として、「在外公館投票」のほか、「郵便等投票」が可能ですので、当国（地）の郵便事情をご確認の上、ご活用ください。なお、「郵便等投票」の手続には一定の時間がかかります。投票用紙は、選挙の公示日を待つことなくいつでも登録先の市区町村選挙管理委員会に請求することができますので、「郵便等投票」をご利用の方は、お早めに請求してください。

【本文】

- 1 今年、参議院議員通常選挙が実施される予定です。在外選挙人名簿の登録を行うと、海外にしながら、国政選挙に投票することができます。海外からの投票には、事前に在外選挙人名簿登録が必要です。登録には3か月程度かかる場合がありますので、ぜひ今お手続きを始めてください。満18歳以上で、日本国籍を持っており、海外に3か月以上お住まいの方が登録できます。
- 2 今後、当地の新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、在外公館投票が実施できない、あるいは在外公館投票が実施される場合でも、投票所に来ていただくことが困難になることもあり得ます。
- 3 海外からの在外選挙の投票方法としては、「在外公館投票」のほか、「郵便等投票」が可能です。「郵便等投票」は、新型コロナウイルス感染防止の一助にもなりますので、当国（地）の郵便事情をご確認の上、ご活用ください。
「郵便等投票」は、在外選挙人名簿に登録された方が、海外から登録先の市区町村選挙管理委員会に対し、直接、投票用紙を請求し、投票用紙の交付を受け、記載済みの投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会に郵送する投票方法です。投票用紙の請求・交付・送付に、選挙管理委員会との間で1往復半のやりとりを要するため、「郵便等投票」の手続には一定の時間がかかります。投票用紙は、選挙の公示日を待つことなくいつでも請求することができますので、「郵便等投票」をご利用の方は、お早めに請求してください。
- 4 なお、「郵便等投票」のために投票用紙の交付を受けた後でも、「郵便等投票」から「在外公館投票」に投票方法を切り替えることは可能です。
ただし、「郵便等投票」のために投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会に請求する際、投票用

紙等請求書と共に在外選挙人証を送付する必要があり、在外選挙人証が選挙管理委員会から返送されるまで、「在外公館投票」により投票することができませんので、ご注意ください。

在外選挙制度や投票方法等の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。当館までお問い合わせください。

外務省ホームページ「在外選挙」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

総務省ホームページ「在外選挙制度について」

<https://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html>

=====

在デンバー日本国総領事館 領事部

Consulate-General of Japan in Denver

1225 17th Street, Suite 3000

Denver, CO 80202

TEL:303-534-1151

FAX:303-534-3393

E-mail: cgjd-consular@de.mofa.go.jp